

広島市監査委員	山田	康
同	福永	宏
同	福島	和宏
同	井口	聰

### 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

#### 記

- 1 監査の対象 広島市水道事業
- 2 監査結果公表年月日 平成13年1月31日（広島市監査公表第2号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査の結果（指摘事項）及び措置内容
  - (1) 固定資産の管理状況
    - ア 固定資産の实地照合
      - (7) 監査の結果（指摘事項）

平成6年度以降固定資産の实地照合が行われていないので、定期的な实地照合を実施すべきである。
      - (i) 措置内容

平成12年度については、平成12年11月30日から平成13年2月7日までの間に全所属について实地照合を行った。

平成13年度以降は、広島市水道局固定資産規程第2.0条の規定に基づき、全局を3分割して3年に1度のローテーションで实地照合を行う。
    - イ 固定資産台帳との不符号
      - (7) 監査の結果（指摘事項）

实地照合が行われていないため、除却済にもかかわらず、固定資産台帳から除かれていない固定資産があった。所定の除却報告手続に基づいて適切な処理を行うべきである。
      - (i) 措置内容

固定資産除却漏れの2件について、平成12年8月31日に除却手続を行った。  
今後は、このようなことのないよう、実地照合を定期的に行うこととした。また  
除却手続等の事務処理を適正に行うよう周知徹底を図った。

ウ 所属替え手続

(7) 監査の結果（指摘事項）

供用を開始しているにもかかわらず、所属替えの振替処理が行われていない固定  
資産があったが、所属替えをした場合には速やかに振替処理を行うべきである。

(1) 措置内容

所属替えの振替漏れの3件については、平12年10月6日に所属替えの振替処  
理を行った。

今後は、このようなことのないよう、用地所属替整理簿を作成し、進捗状況を常  
に把握し遺漏のないよう努めることとした。

エ 建設仮勘定の会計処理

(7) 監査の結果（指摘事項）

建設仮勘定のうち有形固定資産本勘定に振り替えるべきものが、振替処理されて  
いなかったため、適正に処理すべきである。今後は、年度末において建設仮勘定の  
内訳書を作成し、総勘定内訳帳との照合を実施する必要がある。

(1) 措置内容

建設仮勘定から固定資産本勘定に振替漏れの30件については、平成12年度決  
算において振替処理した。

今後は、このようなことのないよう、建設仮勘定の内訳書である費目別工事内訳  
表を改正し、適正な取得予定年度の把握に努め、同表と総勘定内訳帳との照合を行  
うこととした。

(2) 貯蔵品の管理状況

ア 貯蔵品のたな卸

(7) 監査の結果（指摘事項）

事業年度末における貯蔵品のたな卸では、一部試験的に抜き取る方法により在り  
高を数えてはいるが、実地照合の範囲としては不十分である。また、実地たな卸日  
は平成12年3月4日に行われているが、実施時期としてはより3月末日に近い時  
点で実施し、規定に則した実地たな卸を行う必要がある。

(1) 措置内容

平成12年度の貯蔵品のたな卸については、平成13年3月25日・26日の2  
日間に、すべての品目について実施した。

今後の事業年度末における貯蔵品のたな卸については、すべての品目について、  
年度末の1週間以内の2日間で実施することとした。

(3) 徴収業務及び債権管理

ア 給水停止執行通知

(7) 監査の結果（指摘事項）

中・東・西の各営業所において、「給水停止執行日の通知」をする際の取扱が異なっていた。滞納金の回収について更なる対策を講じるなど徴収努力を重ねることにより、使用者への公平な対応をする必要がある。

(イ) 措置内容

平成13年4月から、全営業所における「給水停止執行日の通知」の取扱を統一し、使用者に対し公平な取扱となるよう改善した。

イ 契約保証金の管理

(7) 監査の結果（指摘事項）

未納の水道料金等を集金人に委託する際、契約保証金を納付させているが、その預り金整理簿を作成していない営業所にあっては預り金整理簿を作成するなど適正に管理する必要がある。

(イ) 措置内容

預り金整理簿を作成していない営業所にあっては、同整理簿を平成12年9月に作成し、契約保証金を適正に管理するよう改めた。

(4) 特殊勤務手当の支給状況

ア 特別出勤手当

(7) 監査の結果（指摘事項）

特別出勤手当の支給に際し、非常呼出に係る作業報告書の記載事項のうち、作業経過欄に記載がないものがあったが、作業報告書の作成に当たっては記載漏れが生じないように徹底を図る必要がある。

(イ) 措置内容

作業経過欄に記載が漏れていた9件については、平成12年9月19日処理した。今後、このようなことのないよう、作業報告書の作成に当たっては、平成12年12月に記載漏れがないように各所属長へ通知し、職員への周知徹底を図った。

(5) 財団法人広島市水道サービス公社

ア 財団法人広島市水道サービス公社への業務委託

(7) 監査の結果（指摘事項）

財団法人広島市水道サービス公社への業務委託料及び補助金の金額は、公社により作成される事業計画書及び収支予算書により決定されており、各業務ごとの人役別の具体的な積算根拠資料が存在していないため、今後は、委託業務内容ごとの算定根拠を整備するなど、業務委託料の積算根拠を明文化する必要がある。

(イ) 措置内容

積算資料については、業務ごとにできる限りの具体的な作業分析を行い、人役の根拠となるものを平成13年11月30日に作成した。

今後は、財団法人広島市水道サービス公社への業務委託に当たっては、この積算資料を根拠として業務委託料及び補助金を算定することとした。

(6) その他

ア 図書管理

(7) 監査の結果（指摘事項）

行政資料室に保管する図書は、平成9年度までは目録により図書の台帳管理がなされていたが、それ以降については全く実施されていないため、今後は規程に則った管理を行うことが望まれる。

(i) 措置内容

平成13年1月に、行政資料室の図書整理を行って、図書整理簿を再整備した。今後は、同整理簿により管理の徹底を図ることとした。